

茨城県高等学校文化連盟将棋部会規約

第1条 本部会は茨城県高等学校文化連盟将棋部会と称する。

第2条 本部会は事務局を理事会で指定した学校に置く。

第3条 本部会は茨城県高等学校文化連盟に所属し、教育の一環として、知能・人格の育成を目指し、将棋の普及と健全な発達を図り、あわせて指導者の育成、技術の向上に寄与することを目的とする。

第4条 本部会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 茨城県高等学校生徒将棋大会の開催、関東大会および全国大会への代表選手の派遣
- 2 指導者研修会ならびに教職員将棋大会の開催
- 3 その他本部会の目的達成のための必要な事業

第5条 本部会は、茨城県内の高等学校将棋部員、将棋部担当教師およびこれに準じる者をもって組織する。

第6条 本部会に次の役員をおく。

会長1名 副会長1～2名 顧問若干名 幹事若干名
監査2名 審判員若干名 サイト管理制作若干名 理事各校1, 2名

第7条 会長、副会長、幹事、監査は理事会で選出し、顧問は理事会で推薦する。理事は各校で1～2名選出する。事務局をおき、事務局長、事務局次長、書記、会計は、幹事の中から会長が委嘱する。

第8条 役員の仕事は下記のとおりとする。

- 1 会長は本部会を総括し、会務の推進にあたる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- 3 幹事は本部会の企画、運営にあたる。
- 4 監査は会計監査をする。
- 5 理事は各学校を代表する。
- 6 事務局長、事務局次長は、事務を執行する。書記は理事会の議事、その他の記録をし、会合の連絡にあたる。
- 7 会計は会計事務を担当する。会計に関わる管理業務は、茨城県高等学校文化連盟将棋部会内で行うものとし、外部委託等を行わない。
- 8 審判員は将棋大会において、日本将棋連盟の定める規定に則りルール上の最終判断を行う。
- 9 サイト管理制作は本部会サイトの、制作・管理を行う。

第9条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

第10条 本部会の運営費は必要に応じて徴収する。

第11条 理事会は必要に応じて開くことができる。

第12条 本部会の規約の改正は理事会の決議による。

第13条 本部会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本規約は昭和50年11月23日より施行する。

規約改正 平成27年4月16日（一部改正） 規約改正 平成29年1月31日（一部改正）

規約改正 平成30年1月29日（一部改正）